

一般社団法人S i Cアライアンス定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人S i Cアライアンス（英語名称を S i C A l l i a n c e）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、S i C（炭化硅素）ウエハ、S i C素子及びS i C素子の自動車等の最終製品への実装等のS i Cの実用化に係る研究開発並びにS i C半導体の国内外への普及等について、産学官が連携を図り、S i C半導体の導入を促進することによって、低炭素社会の実現に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大学、研究機関及び産業界のS i Cの実用化に係る共同研究開発（国家プロジェクト）等の取組の俯瞰及びこれに係る情報共有。
- (2) S i Cの実用化に係る研究開発における産学官の協調領域の模索及び相互連携の強化。
- (3) 最終製品（電力インフラ、電車、自動車、家電等）別のS i C半導体の普及シナリオ及びロードマップの作成並びに共有。
- (4) S i C半導体に関する国際標準化、知的財産戦略等に関する情報共有及び意見交換。
- (5) S i C半導体普及促進に係る政策提言。
- (6) 前各号に付帯する活動及び当法人の目的を達成するために必要な活動。

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(会員の資格)

第6条 当法人の会員たる資格を有する者は、日本国内において、S i Cに関する研究開発及び事業を行う法人、これらに関連する事業を行う法人、並びにこれらに所属する個人、又は、当該研究開発及び当該事業を行う法人を退職した個人とする。

(種別)

第7条 当法人の会員は、正会員、準会員及び準個人会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した法人、団体もしくは個人
- (2) 準会員 当法人の目的に賛同し当法人の活動を支援する大学、公的研究機関もしくはこれらに所属する個人
- (3) 準個人会員 日本国内において、S i Cに関する研究開発及び事業を行う法人を退職した個人、又は、S i Cに関連する事業を行う法人を退職した個人

(入会)

第8条 当法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。理事会は入会の可否を決定し、その結果を通知する。

- 2 法人等が入会を希望する場合は、当該法人等の代表者として当法人に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、理事会において別に定める変更届を速やかに会長に提出しなければならない。

(会費)

第9条 正会員及び準個人会員については、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 準会員については、会費を無償とする。

(退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届けを会長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (2) 総ての会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。また正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返金しない。

第3章 社員総会

(種別)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき一個とする。

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、全ての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による

議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは、その社員総会において、議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を社員総会ごとに議長に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 役員、顧問及び参与

(役員)

第23条 当法人に役員として理事、監事を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうちから、代表理事1名を定め、代表理事をもって会長とする。
 - 3 理事のうちから、副会長、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

(選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって定める。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務権限)

第25条 会長は当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐して、業務を掌理する。
- 3 専務理事は、会長、副会長を補佐して、業務を総括する。
- 4 常務理事及び常務理事以外の理事は、専務理事を補佐して、業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠及び増員のために選任された理事の任期は、その前任者または現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(報酬)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事については、報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(利益相反取引)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第31条 当法人は、役員的一般社団及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び参与)

第32条 この法人に、必要に応じ、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、事業の円滑な遂行を図るため、会長の諮問に応じて意見を述べるこ

とができる。

- 3 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問及び参与に関する必要な事項は、理事会の承認を受けて、会長が別に定める。

第5章 理事会

(理事会)

第33条 当法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 顧問及び参与の選任及び解任

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会は、会日の3日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
- 4 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会の決議により議長を定める。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第39条 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印するものとする。

(理事会規則)

第41条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 計算

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を

作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告

（剰余金及び残余財産の処分等）

第45条 当法人は、剰余金の分配をすることはできない。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第46条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

（合併等）

第47条 当法人は社員総会の特別決議をもって、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

（解散）

第48条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

（残余財産）

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属するものとする。

第8章 委員会等

(委員会)

第50条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第51条 当法人の事務を処理するため、会長は事務局を設置できる。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第52条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時役員)

第53条 当法人の設立時役員は以下の通りである

設立時理事	荒井 和雄
設立時理事	奥村 元
設立時理事	松波 弘之
設立時代表理事	松波 弘之
設立時監事	大谷 昇

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第54条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次の通りである。

設立時社員	1	住所	茨城県つくば市二の宮1丁目9番地13
		氏名	荒井 和雄
	2	住所	茨城県つくば市桜2丁目29番地5
		氏名	奥村 元
	3	住所	京都府八幡市西山足立1番地9
		氏名	松波 弘之

(施行)

第55条 本定款は、当法人の設立の登記の日から施行する。

(会員となる時期)

第56条 「任意団体S i Cアライアンス」の会員は、第7条の規定にかかわらず、本人の設立の登記の日には本法人の会員になるものとする。

(法令の準拠)

第57条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

付 則

この定款は、平成28年6月28日開催の定時社員総会終結時より施行する。